

(株)エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟（控訴審）について

消費者機構日本

<経過について>

- (1) 2017年；消費者より当該事業者の運営する芸能人養成校「エーチーム・アカデミー」の入学時諸費用（38万円）の不返還についての情報提供が当機構に寄せられました。消費者契約法第9条第1号に抵触する不当条項であると考えられるため裁判外での申入れを重ねました。
- (2) 2018年；上記申入れに対し、具体的な回答がいただけなかったことから、当機構は2018年4月25日付で消費者契約法第41条第1項に定める書面による差止請求を行い、その後、1週間余を経過しても差止請求の趣旨に添った措置が執られなかったため、2018年5月16日に同事業者を被告とする訴訟を東京地方裁判所へ提起しました。
- (3) 2021年6月10日；当機構の請求を一部認容する判決が東京地裁民事8部において出されました。入学時諸費用（38万円）を全額不返還とする規定について差止請求をしていたところ、「入学時諸費用を、13万円を超えて返金しないとの意思表示」を行ってはないとの判決でした。不当条項の差止請求自体は認めた判決ではありましたが、下記のような評価から控訴しました。（相手方も控訴）

<当機構の一審判決に対する全体的評価>

- ① オーディション合格して契約させられた芸能スクール等で最初に高額の一時金を徴収して、その後、全く返還しないという同種紛争が、全国的に多発している。本判決の意義は、同種紛争について、適格消費者団体による差止請求訴訟として、初めて差止が認められた事例という点にある。
- ② 本受講契約の実態と受講生の立場を正しく把握して、「消費者性」と「消費者契約」の該当性を認め、消費者契約法の適用対象としたことは、正当な判断として評価できる。
- ③ また、「入学時諸費用」38万円の全額についての被告の不返還条項について、これを消費者契約法9条1号の違約金等に該当するとして、その一部を無効とする判断についても、同様に正当な判断として評価できる。
- ④ しかし、本スクールは大学等と異なり、年間随時入学が可能なシステムであること、大半の受講生らは、オーディションを受けて合格したプロダクションの強い推奨により本スクールに入校したという実態等に照らすと、入学時諸費用の一部にせよ、「受講者としての地位」の対価とする評価については誤りであると思料する。
- ⑤ また、その受講者としての地位を取得するための対価が「12万円」である、ということについても、その具体的な算定根拠が何ら提示されていない。